

長崎市監査公表第5号

地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を公表します。

令和6年3月27日

長崎市監査委員	西	本	徳	明
同	三	谷	利	博
同	吉	原		孝
同	山	本	信	幸

令和5年度

# 監査報告

財務監査(定期監査)及び行政監査

総務部

原爆被爆対策部

こども部

環境部

水産農林部

土木部

南総合事務所

上下水道局事業部

教育総務部

学校教育部

長崎市監査委員



## 第1 監査の種類

財務監査（定期監査）及び行政監査

## 第2 監査の対象

部局名	所属名
総務部	総務課、人事課、職員研修所、行政体制整備室、情報統計課
原爆被爆対策部	調査課、援護課
こども部	こども政策課、琴海児童館、子育てサポート課、幼児課、大手保育所、伊良林保育所、中央保育所、認定こども園長崎幼稚園、こどもみらい課、少年センター
環境部	環境政策課、ゼロカーボンシティ推進室、廃棄物対策課、環境整備課、中央環境センター、東部環境センター、東工場、三京クリーンランド埋立処分場
水産農林部	水産農林政策課、水産振興課、農林振興課、水産農林整備課
土木部	土木総務課、土木企画課、土木建設課、土木防災課、用地課
南総合事務所	地域福祉課、伊王島開発総合センター、高島ふれあいセンター、野母崎農村活性化センター、地域整備課、土井首地域センター、深堀地域センター、香焼地域センター
上下水道局事業部	事業管理課、新浄水場整備室、水道建設課、給水課、浄水課、水質管理室、下水道建設課、下水道施設課
教育総務部	総務課、学校施設課、適正配置推進室、生涯学習企画課、生涯学習施設課、香焼公民館、香焼図書館
学校教育部	西坂小学校、福田小学校、小榊小学校、飽浦小学校、朝日小学校、稲佐小学校、城山小学校、西城山小学校、西町小学校、西北小学校、西浦上小学校、高尾小学校、山里小学校、坂本小学校、銭座小学校、三原小学校、女の都小学校、西山台小学校

## 第3 監査の範囲

令和4年度の収入事務及び支出事務並びに現金等管理事務を対象として、次の3点を重点項目とした。

### 1 重点項目

(1) 収入事務 使用料及び手数料に係る一連の事務手続き

- 債権（強制徴収公債権を除く）の管理に係る一連の事務手続き
- (2) 支出事務 需用費（随意契約）に係る一連の事務手続き  
使用料及び賃借料（随意契約）に係る一連の事務手続き  
必要に応じてその他の科目も抽出
- (3) 現金等管理事務 現金関係等の管理・保管状況

#### 第4 監査の期間

令和5年8月31日から令和6年3月21日まで

#### 第5 監査の着眼点

##### 1 主な着眼点

##### (1) 収入事務

- ア 調定事務 根拠法令等、調定の手続き
- イ 収納事務 納入の通知、収納状況の管理、督促及び滞納整理
- ウ 現金取扱事務 収入金等の管理、現金領収証書の取扱い
- エ 債権管理事務 債権状況の記録の管理、督促及び滞納整理

##### (2) 支出事務 随意契約に係る手続き及びその理由、関係書類等の整備状況

##### (3) 現金等管理事務 つり銭、切手、ICカード等の管理・保管状況

#### 第6 監査の実施内容

財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及び事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を上げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかについて、抽出した関係書類を検査照合し、関係職員から説明を聴取した。  
また、現金等管理事務については現地調査を行った。

#### 第7 監査委員の除斥

西本徳明監査委員は、監査の対象のうち総務部の事務について地方自治法第199条の2の規定により除斥した。

#### 第8 監査の結果

その結果、おおむね適正なものと認められたが、一部において、次のとおり是正及び改善すべき事項が見受けられた。

なお、軽微な事項については、別途指導したので記述を省略している。

**指摘事項（法令等に抵触するなど不適正な事項があり、是正及び改善を求めることが適当と認めたもの）**

##### 1 収入事務について

##### (1) 南部市民センター土地使用料ほか4件に係る調定期間について

[南総合事務所地域福祉課]

南部市民センター土地使用料ほか4件に係る行政財産の目的外使用許可は、それぞれ平成30年4月1日から令和5年3月31日までが2件、平成31年4月1日から令和6年3月31日まで、令和4年4月1日から令和9年3月31日まで、令和4年4月1日から令和4年7月31日までの許可期間となっている。長崎市行政財産使用料条例第2条第2項において、「使用料は、許可の際に納入しなければならない」と規定されていることから、当該使用料は、4月1日に請求し、使用料を納入させなければならない。

しかし、当該使用許可に係る使用料については、相当の期間を経過した後、相手方からの問い合わせや年度末の執行状況確認の際に、請求を行っていないことに気づき、そこから納入通知を行っていた。

債権の適切な管理を行うとともに、法令等に基づく適切な事務処理を行われたい。

(2) 香焼公民館建物使用料（飲料用自動販売機1台）に係る目的外使用許可について  
[南総合事務所地域福祉課]

当該建物使用に係る使用料について、年度内に調定し、相手方からも納入されているが、その請求の根拠となる目的外使用許可の決裁を受けていなかった。また、当該許可に係る事務は、香焼地域センターで行うべきところ、南総合事務所地域福祉課で対応したうえ、その事務処理を失念していたものである。

そのため、当該使用料の調定時は、押印がない許可書の写しを添付して請求手続きを行っていた。

長崎市組織規則等を確認し、適正な権限により事務処理を行うとともに、決裁を行う際の確認を上司が確実に行い、事務処理の状況等の定期的な確認を行うなど、法令等に基づく適切な事務処理を行われたい。

(3) 香焼公民館土地使用料（その他の柱類：支線柱1本）に係る書類の管理について  
[香焼公民館]

香焼公民館の土地使用について、令和4年2月10日付けで目的外使用許可申請書が提出されていたが、令和4年12月16日に、許可書及び納付書が届いていない旨の問い合わせにより、許可手続き等を行っていないことに気づき、当該申請書を紛失していることを把握した。

当該使用許可については、その後に改めて申請書の提出を受け、許可書を交付しているものの、年度当初に、例年許可している件数、件名等を確認していれば早期に対応できた案件である。

文書の管理については、長崎市文書規程に基づき、收受した文書の件名、收受日、発信者名その他の收受情報を速やかに文書管理システムに登録することで、書類の所在を明らかにし、確実に許可事務を行うよう適切な事務処理を行われたい。

(4) 琴海南部運動公園運動場利用許可申請書の取扱いについて

[土木総務課]

琴海南部運動公園運動場の使用許可については、長崎市組織規則第7条において、「公共施設案内・予約システムに登録している有料の公園施設の利用許可及び使用料の徴

収に関する事」として、スポーツ振興課の分掌事務とされている。

しかし、当該許可申請書が土木総務課に送付され、スポーツ振興課に転送することなく未処理のまま保管されており、その結果、使用許可の決裁が行われず使用させている状況であった。

また、減免申請書も併せて提出されており、使用料を無料としているが、減免については、長崎市公園条例施行規則第7条の規定に基づき行うものであり、本件は同条第1項第5号に定める「その他市長が特に必要と認めるとき 市長が別に定める額」による減免となるが、別に定めていなかった。

これは、減免等に関する規定等を定めるべき土木総務課及び許可権限を有するスポーツ振興課並びに申請を受け付ける琴海地域センターが早期に協議を行い、調整していれば、解決できた案件である。

長崎市公園条例、同条例施行規則、長崎市行政手続条例及び長崎市組織規則に基づき、適正な事務処理を行うとともに、減免に関する取扱い等を早急に整理されたい。